



公立大学法人札幌市立大学公告第3号

公募型企画競争の公告

公立大学法人札幌市立大学会計監査人の選定に係る公募型企画競争を実施するので、下記のとおり公告する。

令和3年(2021年)7月8日

公立大学法人札幌市立大学
理事長 中島 秀木



記

1 契約担当部局

〒005-0864 札幌市南区芸術の森1丁目

公立大学法人札幌市立大学事務局経営企画課 電話 011-592-2346

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

2021年度公立大学法人札幌市立大学会計監査人業務

(2) 業務内容

ア 地方独立行政法人法第35条(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に規定する監査

財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に係る監査

イ 財務会計処理及び内部監査に関するサポート業務

財務会計処理及び内部監査に関する指導・助言、当法人からの質問・相談等

(3) 会計監査人の任期

契約締結の日からその選任の日以降最初に終了する事業年度(2021年度)の財務諸表についての法第34条第1項の規定に基づく札幌市長の承認の日までとする。

ただし、当法人が翌事業年度(2022年度)及び翌々事業年度(2023年度)においても引き続き任意監査を実施し、法第39条に準ずる解任等の特段の事情のない限り、翌事業年度及び翌々事業年度についても再任する方針とする。

3 参加資格

次の各号に掲げる要件を満たしていること。

(1) 公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律103号)第16条の2に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人であること。また、公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者でないこと。

(2) 国立大学法人又は公立大学法人の会計監査を実施したことがある公認会計士又は当該公認会計士を擁する監査法人であること。

(3) 札幌市内に本店又は支店若しくは営業所を有していること。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 参加申出書の提出時点において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 参加申出書の提出時点において、金融庁による業務の停止処分又は札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付け財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。

4 手続等

(1) 提案説明書等の交付

2021年7月8日（木）から札幌市立大学公式ウェブサイトにて公開

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

持参または郵送とする。

イ 提出期限

2021年8月2日（月）午後5時必着

※ 持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時45分から午後5時までとする。

ウ 提出場所及び送付先

上記1のとおり。

5 選定方法

(1) 書類審査

当法人関係部局の職員等からなる「公立大学法人札幌市立大学会計監査人の選定に係る企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）」において、提出書類による書類審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(2) 契約の相手方について

契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。

6 その他

(1) 次の場合には、実施委員会において審査の上、欠格となることがある。

ア 提出書類の提出期限、提出先、提出方法、記載方法が提案説明書に示す内容に適合しなかった者

イ 審査の公平性を害する行為を行った者

ウ その他、提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

(2) 企画提案書等、本企画競争に係る書類の作成、提案にかかる費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等の訂正・追加・再提出は認めない。

(5) 同一の事業者からの複数の企画提案書等の提出は認めない。

(6) 詳細は提案説明書による。